

次期学習指導要領に向けた検討事項と、今、大切にしたい取組

【検討項目②】 特別支援学校学習指導要領の総則等の構成・記載の在り方について —多様な子どもを包摂する教育課程の在り方—

現行の学習指導要領では、総則の構成が大きく見直され、教育課程の編成・実施の流れが把握しやすい章立てとなっています。具体的には、次の6点で整理されています。

- ① 何が出来るようになるか (育成を目指す資質・能力)
- ② 何を学ぶか (教科等間・学校段階間の繋がりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ どのように学ぶか (指導計画の作成・実施、学習指導の改善・充実)
- ④ 子供一人一人の発達をどのように支援するか (子どもの発達を踏まえた指導)
- ⑤ 何が身についたか (学習評価の充実)
- ⑥ 実施するために何が必要か (理念実現のために必要な方策)

次期改訂に向けた【総則・評価特別部会】では、この構成をカリキュラム・マネジメントの基盤として引き続き重視する方向が示されています。

一方で、「多様な子どもを包摂する柔軟な教育課程」の在り方が課題として挙げられています。これを受け、【特別支援教育ワーキング】では主に次の点が議論されています。

- 「第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割」に、多様な子どもを包摂する柔軟な教育課程編成の必要性を位置付けるとともに、「第3節 教育課程の編成」では、調整授業時数制度等を活用した柔軟な教育課程を項目として示す必要がある。(校長の窓 vol.1 参照)
- 多様な子どもを前提とした学習指導の記述が「第4節 教育課程の実施と学習評価」内に散在し、「第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」における個に応じた指導とも分断されており、一体的に理解しにくい。
- 「第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」が、教育課程の編成や実施と別立てになっているため、一部の子どもへの特別対応と捉えられやすく、多様な子どもたちを包摂する教育課程を編成・実施していくという認識を日常的なものにしていくうえで課題がある。

特に3点目の協議については、教育課程の柔軟化が前提なのではなく、まず共通に扱うべき教科や自立活動(いわば「基盤」)があり、その上に弾力的な取扱いが位置付くという従来の考え方が維持されています。

その上で、現行の「第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」については、対象の捉え方や教育課程の調整の幅、学校段階間の連続性などに課題が指摘されており、実態に応じた編成を可能とする見直しを検討されています。

- 項目の名称は「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」とされているが、本規定の対象は重複障害者に限られないため、より適切に対象を表す項目名を検討すべきではないか。
- 教育課程の弾力的な取扱いとして、特に必要がある場合には目標・内容を下学部のものに替えることができるとされているが、高等部においては一部のみの変更に限られ、全部を替えることはできない。このため、知的発達の状態によっては、実態に即した教育課程編成に課題があるとの指摘がある。

- 在籍する学部の最終段階の内容を習得し目標を達成している場合には、相当する学校段階までの小・中・高校の学習指導要領の各教科の目標・内容の一部を取り入れることができる。しかし、下学部の内容を取り入れて学んでいる場合や、在籍学部の内容を学習途中の段階で小・中・高等学校の内容を取り入れることについては規定されておらず、学校間の連続性に課題が生じる場合があるとの指摘もある。
- こうした指摘を踏まえ、特別支援学校における子どもたちの多様な実態に応じた教育課程編成を可能とする規定について、必要な見直しを検討していく必要がある。

では、こうした動向を踏まえ、今、学校として何を大切にすべきでしょうか。

重要なのは、「各教科」と「自立活動」の目標設定の手続きの違いを正しく理解し、児童生徒の学習状況を教科の目標に照らして適切に把握することです。

障害の重さや重複のみを理由に、各教科の学習を十分に検討しないまま、安易に自立活動に替えることを前提とし、既存の教育課程の枠組みに児童生徒を当てはめる発想は避けなければなりません。

まずは、教科の目標・内容に基づき、どの段階の学びが必要かを丁寧に実態把握することが出発点となります。そのためにも、個別の指導計画を活用し、学習状況や習得の程度を教職員間で共有することが不可欠です。

〈今、重視したい取組〉

- 資質・能力の育成をめざす各教科等と、調和的発達の基盤を培う自立活動の双方を扱うことを前提とする。
- 教科と自立活動における目標設定の手続きの違いを意識する。
- 教育の内容と指導形態を区別するとともに、資質・能力の三つの柱の育成を目指し、指導と評価の一体化を図る。

これらを着実に進めるため、本校のカリキュラム研究では、各学部が対象教科を設定し、個別の指導計画に基づく学習状況の把握と評価の充実を進めています。

また、小・中・高共通の「単元シート」を活用し、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成する視点から、指導内容の再整理に取り組んでいます。

いずれの取組も、教職員一人一人が主体的・対話的に関わるることができる仕組みの中で実践的な研究を積み重ねていきます。

- 小学部 … 生活科、生活単元学習
- 中学部 … 職業・家庭科(職業分野)、
- 高等部 … 職業科

「やってみよう」、「もう一度やってみよう」、「最後までやってみよう」
この言葉を大切に、魅力ある虹の原の教育を育んでいきます。

特別支援教育ワーキンググループ(第7回) 資料 抜粋

特別支援学校学習指導要領の構成・記載に関する課題・対応案(イメージ) 小学部・中学部の例

<現行の構成>	【課題・対応案(イメージ)】
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 教育目標</p> <p>第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割</p> <p>1 教育課程編成の原則</p> <p>2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開</p> <p>(1)確かな学力</p> <p>(2)豊かな心</p> <p>(3)健やかな体</p> <p>(4)自立活動の指導</p> <p>3 育成を目指す資質・能力</p> <p>(1)知識及び技能</p> <p>(2)思考力、判断力、表現力等</p> <p>(3)学びに向かう力、人間性等</p> <p>4 カリキュラム・マネジメントの充実</p>	<ul style="list-style-type: none">特別支援学校の教育目標については、「国際生活機能分類(ICF)」の、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成され、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉える考え方や、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等における「障害」や「障害者」の定義、支援の考え方等、国の障害者政策の方向性も踏まえ、自立と社会参加につながる教育目標となるよう、示し方を検討する必要があるのではないか。自立活動は、知・徳・体といった調和のとれた発達を目指す際、その発達の基盤を培うことを目標とし、各教科等を通じて育成する資質・能力を支える役割を果たすものであること、特別支援学校の教育活動全体を通じて自立活動の視点をもって取り組む必要があること等を示していく必要があること。また、自立活動の指導は、上記の特別支援学校の教育目標の実現に向けて行うものであることを踏まえ、総則における自立活動やカリキュラムマネジメントの記載について検討する必要があるのではないか。

<現行の構成>	【課題・対応案(イメージ)】
第3節 教育課程の編成	<ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮の提供については、「教育課程の編成」の中で示すことが考えられるのではないか。
1 各学校の教育目標と教育課程の編成	
2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 (1)学習の基盤となる資質・能力 (2)現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力	<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高等学校に準ずる内容と知的障害の教育課程の編成における基礎的な事項が小項目で列記する形で混在しており、分かりにくさがあるため、小見出しを付けて場合分けして示すなど、理解しやすくするための工夫をやってはどうか。
3 教育課程の編成における共通的事項 (1)内容の取扱い ア～ウ 共通の内容 エ～オ 視・聴・肢・病の内容 カ～ケ 知的障害の内容 コ 共通の内容 (2)授業時数等の取扱い (3)指導計画の作成等に当たっての配慮事項 ア(ア)～(イ)小・中学校と共通の内容 (オ)知的障害教育における合わせた指導 イ個別の指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」については、裁量的な時間の一部を授業や指導の改善に直結する研究・研修等に充てる取組や、調整授業時数を特に必要な教科の開設に充てる取組は、特別支援学校においても想定されるものであり、小・中・高校の規定を踏まえて、特別支援学校においても「授業時数等の取扱い」の項目において必要な内容を記載することとしてはどうか。 内容と指導の形態を混同して理解しているケースがあるとの指摘がある。教育課程の編成の手順に沿って示すという考え方を踏まえたとき、合わせた指導を行う場合に留意すべき事項については、指導計画の作成等に当たっての配慮事項を示す本項目ではなく「第2章 各教科」以降に記述する形に整理してはどうか。
4 学部段階間および学校段階等間の接続	<ul style="list-style-type: none"> 「第3節 教育課程の編成」に「個別の指導計画の作成」、「第5節 児童又は生徒の調力的な発達の支援」に「個別の教育支援計画の作成」について記載しているが、両計画の役割や関係が伝わりにくいのではないか。 個別の教育支援計画は、関係機関等との連携を図り、長期的な視点で支援を行うための計画であるが、その内容を踏まえ、個別の指導計画の作成に生かしていくことが重要であり、両計画について、教育課程の編成の中で合わせて記載してはどうか。 その際、指導計画の作成に当たって障害の状態等を踏まえて考慮すべき事項等については、「教育課程の編成における共通的事項」とは別に新たに項目を設けて記載してはどうか。 また、個別の指導計画の作成に際し、児童生徒の障害の状態等を考慮して基礎的・基本的な事項に重点を置くこと等を示しているが、様々な障害の状態の児童生徒が特別支援学校に在籍しており、進学を希望する生徒がいることも踏まえて示し方を検討する必要があるのではないか。

<現行の構成>	【課題・対応案(イメージ)】
第4節 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	<ul style="list-style-type: none"> 総則・評価部会においては、児童生徒の学習の自己調整に係るものなど、児童生徒が主体的に学ぶことができる学習環境の構築に関する内容を、「教育課程の実施と学習評価」にまとめて記載する方向で検討しており、特別支援学校学習指導要領においては、そうした内容に加えて、障害による学習上又は生活上の困難さの改善の観点からのICTの活用についても、記載することとしてはどうか。
2 障害のため通学することが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して行う教育	
3 学習評価の充実	<ul style="list-style-type: none"> 訪問教育や、重複障害者への指導について、各節に記述が点在しており、分かりにくさがある。特別支援学校においては、訪問教育が必要な児童生徒や、重複障害のある児童生徒など、多様な実態の児童生徒が在籍することを前提として教育課程の編成・実施を考えることが必要であり、例外的なケースとして各節に留意事項等を記載するのではなく、「教育課程の編成」の中で整理して記載してはどうか。
第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援	
1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実	
(1)学級経営、児童の発達の支援	
(2)生徒指導の充実	
(3)キャリア教育の充実	
(4)生涯学習への意欲・スポーツ・文化芸術活動	
(5)個別の教育支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 前ページに記載のとおり、個別の教育支援計画については、個別の指導計画と合わせて、「教育課程の編成」の中で記載してはどうか。
(6)重複障害者への指導	
(7)保健及び安全	<ul style="list-style-type: none"> 「第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」において、学校医との連絡を密にし、保健及び安全に留意することを記載しているが、障害のある児童生徒の保健及び安全については、学校医に限らず、学校全体として体制づくりや組織的な対応が重要であり、「第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」ではなく、「第6節 学校運営上の留意事項」において、項目を立てて記載してはどうかと合わせて、「教育課程の編成」の中で記載してはどうか。
2 海外から帰国した児童又は生徒や日本語の修得に困難のある児童又は生徒への指導	
3 学齢を経過した者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 現行の小・中・高校の学習指導要領においては、「児童(生徒)の発達の支援」の項目において、不登校児童生徒への配慮について記載している。特別支援学校においても不登校の児童生徒数が増加している状況にあり、小・中・高等学校における記載内容や記載箇所を踏まえながら、特別支援学校において必要な不登校児童生徒への支援について記載することを検討してはどうか。

<現行の構成>	【課題・対応案(イメージ)】
<p>第6節 学校運営上の留意事項</p> <p>1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 (1)家庭や地域社会との連携及び協働 (2)交流及び共同学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現行指導要領においては、個別の教育支援計画の作成の項目や、重複障害者への指導の項目において、関係機関との連携等について触れている。 • しかし、重複障害者に限らず、障害のある児童生徒への支援に当たっては、切れ目のない一貫した支援の実現や、高い専門性を必要とするケースへの対応等の観点から、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との円滑な連携や、特別支援学校同士の連携が不可欠であり、「学校運営上の留意事項」の中で明確に示していくことが必要ではないか。
<p>3 特別支援学校のセンター的機能</p> <p>第7節 道徳教育に関する配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本節では、児童生徒の障害の状態や学習の状況を踏まえながら教育課程の編成を工夫するための弾力的な取扱いについて規定している。 • 小・中・高校の学習指導要領には無い特別支援学校学習指導要領独自の内容であり、第1章総則の最後に記載しているが、特別支援学校における教育課程の編成の在り方に関わる重要な内容であり、教育課程の編成の手順に沿って示す考え方を踏まえたとき、「第3節 教育課程の編成」の中で記載する方が、よりの確かかつ分かりやすく示すことができるのではないか。
<p>第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い</p> <p>1 障害の状態により特に必要がある場合の取扱い (1)目標及び内容の一部を取り扱わないことができること (2)～(6) 目標及び内容の一部又は全部を、下学年や下学部の目標及び内容に替えることができること</p> <p>2 知的障害教育を行う特別支援学校において、小学部において小学部の各教科の内容を習得し目標を達成している者については、小学校の各教科の目標及び内容の一部を取り入れることができること。中学部において中学部の各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校・小学校の各教科の目標及び内容の一部を取り入れることができること</p> <p>3 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校の児童生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容の一部又は全部を知的障害の各教科の目標及び内容に替えることができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • また、項目の名称を「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」としているが、本規定が適用できる対象は重複障害者に限っておらず、よりの確に対象を表す項目名を検討すべきではないか。 • 教育課程の弾力的な取扱いとして、特に必要がある場合には、目標・内容を下学部の目標・内容に替えることができることとしているが、高等部においては、目標・内容の一部のみ替えることができ、全部を替えることはできないことから、知的発達の状態によっては、実態に即した教育課程を編成する上で課題があるとの指摘もある。 • また、在籍する学部の最終段階の内容を習得し目標を達成している者については、相当する学校段階までの小・中・高等学校の学習指導要領の各教科の目標・内容の一部を取り入れることができるが、下学部の目標・内容を取り入れながら学んでいる場合や、在籍する学部段階の内容を学んでいる途中で、小・中・高校の学習指導要領の目標・内容を取り入れることまでは規定していないことから、小・中・高校との連続性に課題が生じる場合があるとの指摘もある。 • こうした指摘を踏まえ、特別支援学校における子どもたちの多様な実態に応じた教育課程の編成を可能とする規定について、必要な見直しを検討していくべきではないか。

<現行の構成>

- 4 重複障害者のうち障害の状態により特に必要がり特に必要がある場合には、自立活動を主として指導を行うことができること
- 5 障害のため通学することが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合には、上記1～4によることができること
- 6 重複障害者、療養中の児童生徒、障害のため通学することが困難な児童生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

(教科ごとに1目標 2各段階の目標及び内容 3指導計画の作成と内容の取扱い)

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

第2節 中学部

(小学部と同様の構成。第1款及び第2款第2は、第1節小学部で示す事項に準ずる)

第3章 特別の教科 道徳

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

【課題・対応案(イメージ)】

- 「第2章 各教科」では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の指導計画の作成と内容の取扱いに当たっての配慮事項を示している。
- 小・中・高校の各教科の目標・内容に準じて指導する場合であっても、障害の状態や特性等を十分に踏まえて指導する必要があり、障害種ごとに配慮事項を示しているが、ここで示している内容は、各教科に限らず、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動を含む教育課程全体において配慮することが望ましい。
- このことを踏まえ、各教科に限らず教育課程全体を通じて配慮すべき事項として位置付け直し、「第2章 各教科」ではなく、「第1章 総則」の「教育課程の編成」の中で記載することとしてはどうか。
- その際、特別支援学校の児童生徒の障害の状態等は多様で、卒業後の進路の希望等もさまざまであり、また重複障害のある子どもたちが一定数在籍していることなども踏まえ、共通に配慮すべき事項は何かを改めて検討するとともに、知的障害の配慮事項についても同様に総則において記載してはどうか。

- 特別支援学校学習指導要領全体を通じて、障害種に応じて異なる内容を記載する箇所では、「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」、「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」という表記を用いている。
- 学校教育法において、特別支援学校はいずれの障害種の児童生徒に対する教育を行うかを明らかにすることを定めており、このことを踏まえた表記と言えるが、例えば、視覚障害教育を行う学校において視覚障害と知的障害を併せ有する子供への指導を行う際、「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」に係る規定をどこまで適用することができるのかが明確ではない、といった課題がある。
- 特別支援学校には重複障害のある子供たちが一定数在籍することを前提にすると、学校教育法施行規則の規定にならない、「視覚障害者である児童生徒への教育を行う場合」、「知的障害者である児童生徒への教育を行う場合」といった表記の方が的確かつ分かりやすく、見直しを検討すべきではないか。